

苫小牧市男女平等参画推進条例

平成 18 年 12 月 21 日

条例第 41 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 男女平等参画を推進するための基本的施策（第 8 条－第 18 条）

第 3 章 苫小牧市男女平等参画審議会（第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条）

附則

誰もが個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる地域社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた取組が国際社会と連動しながら着実に進められてきた。また、苫小牧市においても、これまでに女性の自立や地位向上を図るための市民活動が活発に行われ、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策が展開されてきた。

しかし、社会全体において、男女の人権の尊重に関する認識がまだまだ十分ではなく、性別による固定的な役割分担や社会の慣習上での男女の不平等な対応が依然として根強く残っている。一方、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化している。

私たちのまち苫小牧市がさらに活力あふれる未来へとつながるためには、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女の人権が尊重されるとともに、男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会を実現しなければならない。

このような認識の下、私たちは、男女平等参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあ

あらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女平等参画の推進は、国際社会における男女平等参画に関する取組を踏まえながら行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女平等参画に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女平等参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）

(3) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）

(4) 前2号に掲げるもののほか、性別に起因すると認められる暴力的行為
2 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前項各号に掲げる差別的取扱い又は暴力的行為を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策

（基本計画）

第8条 市長は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮するものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第10条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他適切な措置を講じるものとする。

（教育及び学習の振興）

第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

（市民等に対する支援）

第12条 市は、市民等が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援する

ため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(審議会等における男女平等参画の推進)

第13条 市は、積極的改善措置を講じることにより、審議会等における委員の男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(調査研究)

第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女平等参画に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年、男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(苦情等の申出)

第18条 市民等は、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 苫小牧市男女平等参画審議会

第19条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、苫小牧市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査

審議する。

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(以下省略)